

「公益社団法人 日本薬学会」における共同主催・共催・協賛・後援について

日本薬学会では、公益性を認定された社団法人として、次のように定義する。

1) 共同主催

日本薬学会と他団体が共同（同格）で主催、実施する場合である。
共同で学術集会を企画・運営し、経費負担は同等を原則とする。
事業計画書、予算書、報告書、決算書（ともに収支総額）の提出が必要である。

2) 共催

(1) 他団体が主催で、日本薬学会が共催となる場合

主催者に次ぐ団体として参画する場合である。但し、資金提供の有無により日本薬学会内での扱いが異なる。

① 資金提供しない場合

主催団体の名義使用申請による名義貸しが該当する。
主催団体は、日本薬学会へ名義使用申請手続きを行なう。
日本薬学会は運営上の責任を持たないものとする。

② 資金提供する場合

事前に理事会の承認を得るものとし、計画書（開催趣旨、主催団体と共催団体の事業比率、経費の負担割合、資金管理の方法などを明記する）ならびに報告書、決算書を提出する。
決算書は、本学会負担分のみでなく、総額を明示する。

(2) 日本薬学会が主催で、他団体に共催を依頼する場合

共催を求める団体の規程に従う。

3) 協賛・後援

日本薬学会が協賛・後援となる場合は、原則名義使用のみであり、資金提供は行なわない。

主催団体は、日本薬学会へ名義使用申請手続きを行なう。

日本薬学会が他団体に協賛・後援を依頼する場合は、その団体の規程に従う。